

1 令和3年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 令和3年（2021年）決算特別委員会及び12月市議会における議員からの要望等について（報告）

【報 告】 企画経営部

【質疑等】 なし

3 宝塚市指定管理者制度運用方針等の一部改正について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 一部承認

【質疑等】

- ・ 弁護士に委員を委嘱した場合、弁護士によっては応募者等の顧問弁護をしている可能性があるため、注意が必要である。
- ・ 福祉施設については、施設の性質や利用目的等から民生委員が日頃から様々な団体と関わりを持っていることが多い。民生委員に選定委員会委員をお願いする際には注意が必要であることは認識しているが、また色々と相談・確認させていただきたい。
- ・ 委員と応募者等の接触があった場合はどのように事実確認を行うべきか。  
⇒ 選定委員会の所掌事務が「指定管理者の選定に関する事項を調査審議すること」であり、委員の審査への参加可否が選定委員会委員長の権限であることから、事実確認については市が行うのではなく、選定委員会の中で行うべきである。
- ・ 過去に他の選定委員会で、委員と応募者等の接触が無いことの証明をどのように行うのかという議論になったことがある。客観的に調べられることに限りがあるため、後は応募者自らの誓約によるしかないと思われる。確認できること以外については本人からの誓約によってしっかりと押さえておくという考えで良いと思う。
- ・ 指定管理については原則公募であるにもかかわらず非公募にするということは、その者にしか管理運営できない理由があるということであるが、現実的には非公募でありながら複数の団体からの申請を受け付けたため、問題が生じたケースがあった。非公募の考え方をこのように明記しても問題解決にならないのではないかと危惧する。  
⇒ 問題が生じた地域利用施設については、他の施設はほとんど1者であったが、そこは

- たまたま2者希望があった。本件については、事前の調整が出来ていなかったことが大きな原因であると考えている。
- ・ 非公募の考え方をこのように整理するのであれば、そもそも公募できないのかという議論になる。地域利用施設はなぜ公募できないのか。  
⇒ 指定管理者制度導入当初は公募していたが、施設の性質上応募者が1者のみのところが多く、果たして公募が適切なのかという議論になった。その中で、宝塚市指定管理者制度運用方針2(2)アの規定を適用し、条例改正を行うに至ったものである。
  - ・ 公募でもないのに、複数の団体が情報を得て申請できる状況などあり得るのか。非公募の対象者から情報を知り得た場合は、公募とどう違ってくるのかという議論に逆戻りする。  
・ 非公募でも申請ができるということをどのように周知するのか。  
⇒ 申請できることを周知すると公募になってしまうので、一般には周知しない。
  - ・ 例えば長谷牡丹園の場合は、その特性上、地域で管理運営すべき施設であることから、どのような企業でも良いという訳ではない。まずは長谷地域で、その次に西谷地域で、その次にその他というように順次地域を拡大させ、申請団体を募る方式をとってきた。非公募であっても複数の団体等からの申請が可能であるという前提での対応である。一方で、非公募で申請団体を複数選定する場合は、選定の公正性、公平性を問われる可能性があるため、慎重に議論、検討する必要がある。施設によっては今回の非公募の考え方を明記してもらおうと助かることもある。
  - ・ 地域を限定する等の条件を付けた上で公募にするのはどうか。  
⇒ 方法としては可能であるが、あまり条件を付けすぎると公募でなくなってしまう恐れがある。
  - ・ このように非公募の考え方を明文化することで、今まで非公募にして市が育成してきた団体等とは正反対の企業が参入してくる可能性があること等を踏まえると、複数の団体等からの申請が想定されるのであれば、むしろ公募にして市が求める条件を付した方が整理できるのではないか。  
⇒ 非公募の考え方については法制担当とも協議したが、非公募とは「公募に非ず」であって、「1者に限る」ものではない。非公募の考え方を明文化するのであれば、このようにしか記載できない。記載することで問題が生じるのであれば、記載せずに運用面でカバーするしかない。
  - ・ 非公募とは随意契約みたいなもので、本来は申請団体等と事前に調整するのが一般的であるが、公募になるとそれは難しい。今まで非公募の考え方を明記していなかったことで地域に混乱を招いたのであれば、きっちりと明記した上で説明していけば良いのではないかと思う。
  - ・ 仮に非公募であっても他者から申請があった場合は、申請を受け付け審査せざるを得ないということか。  
⇒ 基本的には申請を妨げることはできないが、事前に調整する中で施設の特性や非公募

の趣旨を理解いただき、取り下げさせていただくということはあり得る。

- ・ 市が事前に調整することはトラブルの原因にもなるため、それは避けるべきである。
- ・ 全ての施設において公募にするかどうかは慎重に検討しなければならないが、少なくとも地域利用施設でトラブルが生じたのであれば、条件を付した上で公募にした方が良い。
- ・ 非公募が随意契約であることを考えると、地域を限定してもなお対象になり得る団体が複数いる場合は、事前に調整して1者に絞るということではなく、全て申請を受け付けて選定する必要があると考える。
- ・ 原則は公募である中、特段の理由があるから非公募にするのであって、申請できる団体が複数あるのであれば、それは公募になるのではないかと思う。
- ・ 公募に馴染まない施設は非公募としているが、その非公募理由をしっかりと整理した上で選定手続きを行う必要がある。非公募の施設ではそれぞれ思い描く団体等がいるはずであるが、社会経済状況が変わるとそのイメージが変わることもある。そのイメージに当てはまらないような団体等から申請の希望があった場合は、施設の特性や非公募の趣旨等を丁寧に説明する必要がある。
- ・ 非公募とするのであれば、非公募の理由とその理由の正当性をしっかりと整理する必要がある。
- ・ 今回、非公募の考え方を明確にするのは、地域利用施設のような特殊な事情がある施設があるため、一定考え方を示す必要があることから明文化しようとするものであり、全施設に積極的にこれを適用するという意図ではない。
- ・ 募集期間や募集要領を示さないにもかかわらず申請は受け付けるというのは相手側からすると不親切であり、実質的には排除しているのと同じである。そこがまた問題になる可能性があることを踏まえると、明記しない方が良い。
- ・ 公募が原則であることを踏まえると、非公募としている施設については本当に公募できないか改めて検討する必要がある。
- ・ 地域利用施設で、非公募でありながら複数の団体等から申請を受け付けたことで問題が生じたため、そこを解決できるようにもう少し非公募の考え方について議論、検討した方が良い。
- ・ 非公募の考え方については引き続き議論、検討を行う必要があるため今回は不承認とし、それ以外の部分を承認とする。

#### 4 令和3年度の事務改善研究会の取組成果について（報告）

【報告】 総務部

【質疑等】

- ・ 令和元年度からのRPAの効果額の推移はどうか。  
⇒ 人件費で換算すると、令和元年度及び令和2年度は550万円程度であるが、令和3年度は未定である。

- ・ 令和元年度以降、R P Aを活用できる業務は活用を検討するとともに、随時見直しを行ってきたということか。
  - ⇒ その通りであるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、実務研修が実施できなかったため、業務フローの全体的な可視化に取り組んだ。今年度はバージョンアップしたソフトの安定稼働に取り組んでいる。
- ・ R P Aの取組について、令和4年度の予算額はいくらか。
  - ⇒ R P A開発支援の費用として約360万円弱、引き続きR P Aを使用するためのライセンス費用で約600万円弱予算計上している。
- ・ 介護保険のシステムにおいては、国の標準化に合わせ、この数年間できるだけ紙をデータ化する等の取組を進めてきたが、今後も国の標準化等に合わせたR P Aの活用を変えることができるのか。
  - ⇒ 国の標準化も見据えており、無駄のないフローを考えた上でR P Aを活用できるところは活用していきたいと考えている。
- ・ 来年度以降も業務改善の取組は進めていくのか。
  - ⇒ 2040年問題や今後の職員の採用人数の減等を踏まえると、R P Aを活用できる業務は積極的に取り組むべきであるため、来年度以降も引き続き業務改善を進めていきたいと考えている。
- ・ この資料だけでは何がどうなったのか非常に分かりにくい。折角良い取組を行っているので、もう少し丁寧な分かりやすい資料の作成をお願いしたい。
- ・ 令和4年度のライセンス費用約600万円弱というのは、様々な業務に使用しても同じ金額ということで良いか。
  - ⇒ その通りである。
- ・ 資料の「A s I s」や「T o B e」は業界用語であるため、分かりやすい表現に修正した方が良い。
- ・ 現状の捉え方や課題をもう少し明確にし、それを担当課に返すことでより業務改善に取り組むことができれば良い。
- ・ どれぐらいの職員がどのように関わり取り組んできたか等も分かるような報告資料にした方が良い。
  - ⇒ 表現や内容について分かりやすい資料に修正する。
- ・ 事務改善研究会は令和4年度も継続するのか。
  - ⇒ 事務改善研究会は令和3年度までである。しかしながら、全庁で取り組むべきか、各課で取り組むべきか整理が必要な業務はあるものの、事務改善の実践は今後も継続していくべきであるため、ワーキンググループやプロジェクトチーム等の形で進めていくことも検討したいと考えている。職員の皆さんには引き続き協力をお願いする。

5 第11次宝塚市交通安全計画(案)に係るパブリック・コメントの実施結果について(報

告)

【報告】 都市安全部

【質疑等】 なし